

主な都道府県・政令指定都市における消費者保護条例等改正状況について(直近5年間)

都道府県・ 政令指定都市	改正概要	施行期日
静岡県	「消費者の権利」規定の新設 市町村の責務に関する規定の新設 事業者名等の公表措置の強化	平成11年3月
北海道	「消費者の権利」規定の新設 知事への申出制度の導入 国に対する措置要請規定の新設	平成12年4月
神戸市	「消費者の自立への支援」の明確化 消費者訴訟援助への要件拡充	平成12年4月
川崎市	不当な取引行為規制の強化 市長への申出制度の導入	平成13年4月 (一部について 平成13年8月)
鹿児島県	「消費者の権利」規定の新設 不当な取引行為規制の強化	平成13年10月
香川県	不当な取引行為規制の強化(規定を新設)	平成14年4月
宮崎県	不当な取引行為規制の強化(規定を新設)	平成14年4月
東京都	不当な取引行為規制の強化 消費者被害救済委員会等の充実・強化	平成14年7月 施行予定
愛知県 ^(注)	消費者行政の基本理念の明確化 不当な取引行為規制の強化 消費者被害救済委員会等の充実・強化	平成13年12月 審議会答申
神奈川県 ^(注)	不当な取引行為規制の強化 消費者が果たすべき主体的役割の明確化 事業者の責務規定の充実 県の責務規定の充実	平成14年6月 審議会答申

注) 愛知県については、平成13年12月に提出された、愛知県消費者保護審議会答申「社会経済情勢の変化に対応したこれからの消費者行政のあり方について」において、また、神奈川県については、平成14年6月に提出された、神奈川県消費生活審議会答申「社会経済情勢等の変化に対応した神奈川県消費生活条例のあり方」において、提言された条例見直しの内容である。

この他に、地方分権推進法の制定に伴う「市町村の責務に関する規定」の削除及び民事訴訟法改正に伴う条例上の参照条文の変更等を行った事例があった。